

広島県告示第四百九十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和四年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人サカもみの木会 サカ緑井病院	広島市安佐南区緑井六丁目二八番一号	令和七年六月二二日	更新
医療法人 財団竹政会 セントラル病院	福山市住吉町一番二六号	令和七年六月二二日	更新
医療法人社団 明清会 山田記念病院	三原市宮浦六丁目二番一号	令和七年六月二二日	更新